

事 務 連 絡
令和8年 3月17日

会 員 各 位

公益社団法人大阪府産業資源循環協会
事務局長 龍 野 浩 一

廃棄物の運搬に係る貨物自動車運送事業法の適用関係について

平素から本会の運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号）による改正内容の一部施行（令和8年4月1日）を前に、多数のご照会をいただいております、これまで対応してきたところです。

今般、環境省及び国土交通省から、それぞれ別添のとおり本件に係る事務連絡が発出されましたので、とり急ぎ、その旨を周知させていただきます。

以下、これらの事務連絡の要点を申し添えます。

- 廃棄物処理の主たる業務は、廃棄物の「収集」及び「処分」であること。
- 廃棄物の「運搬」は、その「収集」又は「処分」を完遂するために付帯する業務であること。
- 廃棄物処理業者が事業者等と締結した包括的な委託契約に基づき、廃棄物の「運搬」とその他の処理、即ち「収集」又は「処分」を一体的に実施する場合の運搬行為は、自己の生業である廃棄物処理の主たる業務と密接不可分であり、当該業務に付帯して行われる運送であること。
- 上記の運搬行為（下線部）は、運送事業に該当するものとはいえず、従前どおり「貨物自動車運送事業法」（以下「法」という。）の許可等を要しないこと。

以上を踏まえ、そもそも「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において廃棄物の運搬業は「収集運搬業」として許可を受けるものであり、その委託契約も「収集運搬委託契約」として締結することが通常であることから、一般的な廃棄物の運搬業務にあっては法に基づく許可（いわゆる青ナンバーの運搬車であること）を不要とするものと解されます。

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 16 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局資 源 循 環 課
廃棄物適正処理推進課

廃棄物の処理と貨物自動車運送事業に係る許可等の関係について（周知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、昨年 6 月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 60 号。以下「改正法」という。）による改正内容の一部が本年 4 月 1 日から施行されます。改正法においては、いわゆる違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに適用される予定ですが、これは貨物自動車運送事業に係る許可等に関する従前の取扱いを変更するものではありません。既に各自治体において地方運輸局等と整理がなされている場合において、当該整理を踏まえた対応を妨げるものではないことに留意ください。

この度、国土交通省から、別添のとおり標記について明確化する事務連絡（令和 8 年 3 月 16 日付け国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長事務連絡。以下「国土交通省事務連絡」という。）が発出されましたので周知します。

一方、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）の目的とする輸送の安全の確保等の趣旨等は、廃棄物の運搬と、その他の廃棄物の処理（収集又は処分）を一体的に実施する場合においても通底するものもあるところです。

については、貴部（局）におかれては、国土交通省事務連絡の内容について了知いただくとともに、貨物自動車運送事業法を参考にしていただく等して、廃棄物処理における安全の確保等に係る取組を進めていただくようお願いします。

また、貴管内市町村、排出事業者及び廃棄物処理業者に対し、国土交通省事務連絡及び本事務連絡の内容について周知をお願いします。

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 1 6 日

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿
各市町村主管部局長 殿

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課長

貨物自動車運送事業法における廃棄物の運送に関する取扱いについて

昨年 6 月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 60 号。以下「改正法」という。）による改正内容の一部が本年 4 月 1 日から施行されることとなっており、この中で、いわゆる違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに適用される予定です。

改正法は、貨物自動車運送事業に係る許可等に関する従前の取扱いを変更するものではありませんが、今般、貨物自動車運送事業法における廃棄物の運送に関する取扱いについて、廃棄物行政を所管する環境省にも確認した上で、下記のとおり明確化することとしましたので、宛先の皆様におかれましては、その旨ご留意いただくとともに、関係者各位に周知いただきますようお願いいたします。

記

貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）においては、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、法の許可等が必要となります。他方で、他人の需要に応じて運送を行う場合であっても、自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行う場合については、運送事業に該当するものとはいえず、法の許可等を要しないこととしております。

廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）の運送に関しては、廃棄物行政を所管する環境省から、廃棄物処理の主たる業務は、廃棄物の収集及び処分業務であり、廃棄物の運搬業務はこれらの業務を完遂するために付帯する業務であるとの見解が示されたところです。このため、廃棄物処理業者が、発注者である市町村や排出事業者と締結した包括的な委託等契約に基づき、廃棄物の運搬と、その他の廃棄物の処理（収集又は処分）を一体的に実施する場合において、

当該委託等契約に基づく業務の一環として行われる運搬行為（※）については、自己の生業である廃棄物処理業務と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる運送であるため、法の許可等を要しないものと解されます。

その上で、個別の各事案が上記の（※）に該当するかどうかについては、廃棄物処理の実施や委託等の手法が市町村や排出事業者ごとに異なることから、その実態を踏まえ、各市町村や排出事業者において適切に判断した上で、法令に則した業者を選定願います。

他方で、運送にあたって、収集又は処分を伴わない廃棄物の運搬行為のみを行う場合には、法の許可等が必要となることに留意してください。

上記を参照いただいた上でなお、判断に迷われる場合には、下記のお問い合わせ窓口までご相談ください。

【参照条文】

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

（一般貨物自動車運送事業の許可）

第三条 一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【お問い合わせ窓口】

主たる事務所を管轄する地方運輸局等にお問い合わせください。

<北海道>

北海道運輸局自動車交通部貨物課 電話：011-290-2743

<青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島>

東北運輸局自動車交通部貨物課 電話：022-791-7531

<茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨>

関東運輸局自動車交通部貨物課 電話：045-211-7248

<新潟、長野、富山、石川>

北陸信越運輸局自動車交通部貨物課 電話：025-285-9154

<福井、岐阜、静岡、愛知、三重>

中部運輸局自動車交通部貨物課 電話：052-952-8037

<滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山>

近畿運輸局自動車交通部貨物課 電話：06-6949-6447

<鳥取、島根、岡山、広島、山口>

中国運輸局自動車交通部貨物課 電話：082-228-3438

<徳島、香川、愛媛、高知>

四国運輸局自動車交通部貨物課 電話：087-802-6773

<福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島>

九州運輸局自動車交通部貨物課 電話：092-472-2528

<沖縄>

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課 電話：098-866-1836